

## [ 事案 20-60 ] 入院給付金請求

- ・平成 21 年 1 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 7 月 28 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

交通事故でケガをして 2 回にわたり合計 166 日間入院したが、災害入院給付金等が全く支払われないことを不服として申立てがあったもの。(なお、本事案 [ 事案 20-59 ] と同一申立人による同一入院に関する異なる保険会社への申立てである)

### < 申立人の主張 >

平成 19 年 2 月、オートバイ事故に遭い転倒しけがをして A 病院に入院、その後、3 月 15 日に B 病院に転院し 7 月 31 日まで入院して両股関節捻挫の治療を受けた。その後さらに 8 月 6 日から 9 月 1 日まで再入院、B 病院に合計 166 日間入院し、退院後に同病院に通院した。

そこで、加入している災害入院特約にもとづき、災害入院給付金の支払いを求めたところ、A 病院への入院分については支払われたが、B 病院への入院 ( 合計 166 日間 ) については、保険会社は約款規定の「入院」には該当しない(通院での治療が可能で入院の必要性がない)として、いずれの給付金の支払いも拒否された。

他の生命保険会社および共済は入院治療期間分満額が支払われており、歩行が困難だったため入院治療を受けていたものであり、入院と認めないのはおかしい。B 病院での入院期間全日数 ( 166 日 ) 分について、災害入院給付金を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の検査所見、入退院経過、治療内容、医師や看護師とのやりとり、外泊状況からすると、常に医師の管理下に置かなければならない状況にあったとは到底言えないことから、B 病院での入院については、保険約款上の支払事由は認められないので、申立人の災害入院給付金支払請求には応じられない。(なお、B 病院への 2 回目の入院については、入院証明書等の請求書類を受理していないが、当該入院も支払要件を充足せず、支払事由たる入院に該当しない)

(1) 申立人は、A 病院での入院加療の結果、最終的に入院の必要性が皆無な状態に至ったことから、担当医による強い「退院勧告」を受け、その後の通院の必要性もないと言われ、本件傷害については、A 病院退院時点で、もはや継続入院が必要な病状ではなくなったことは明白である。

(2) B 病院での入院状況については、下記により、入院給付金の支払事由たる「入院」に該当しない。

申立人は、B 病院に受診した際に「リハビリをして良くなるまで退院しない」等と、強い入院希望を訴え、入院に強く固執した。

入院翌日の診察の際、担当医師の所見は「退院いつでも 本人 OK なら」とされ、結局、本件入院は本人の意向以外に入院を必要付ける事情はなかったことが容易に分かる。

申立人に対する治療は、鎮痛剤、湿布、リハビリといった程度の処置しか実施されず、医師の診察自体、長期入院にもかかわらず僅か 13 回程度であった。

入院から 1 週間後に退院許可が出されたが、申立人は「退院決まったけど自信ない」「もう少し入院していたい」など、殊更に退院への警戒感を示し、入院の継続を懇願し、退院が延長されると「退院が延期になり安心している」などと述べているやりと

りがあった。

申立人は頻回の外出・外泊を行っている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、看護記録、診療録等にもとづいて、本件B病院での入院が災害入院給付金支払いの対象となる「入院」に該当するか否かについて審理した。その結果、下記の事実からすると、申立人はA病院を退院した時点では入院治療の必要性はなかったと言え、B病院においては、医師は当初より、申立人の入院の必要性を認めておらず、申立人の希望で入院したものであることが認められる。また、治療内容も、入院を必要とする治療とは認められない。因って、本件申立ては認められないので、生命保険相談所規程第44条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、両股関節捻挫と診断され入院しているが、入院翌日の診察では、自分にて移乗可能、神経学的に異常なし、レントゲン検査で明らかな骨傷なし、本人が了解すれば退院は何時でも良いと診断されており、同月19日の受診時にも、本人が了解すれば退院は何時でも良いと診断している。
- (2) 担当医師によれば、入院理由は本人の希望によるものであり、入院期間が遷延した理由は自覚症状が遷延したことと、本人の入院希望が長期化したためとのことである。
- (3) 入院期間中の治療内容は、鎮痛消炎処置（鎮痛剤、湿布）と起立、歩行訓練であったが、医師の診察は十数回程度しかなく、申立人は入院期間中、頻繁に外出・外泊している。